

「第2次富士見市生涯学習推進基本計画（案）」に対する意見募集の結果について

平成23年3月3日
市民生活部協働推進課
教育委員会生涯学習課

富士見市は「第2次富士見市生涯学習推進基本計画（案）」に対する意見の募集を、平成23年1月4日から平成23年1月31日まで行いました。

その結果6通（16件）のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見と当該意見に対する富士見市の考え方は下記のとおりです。

パブリックコメント実施方法

- ・募集期間 平成23年1月4日～平成23年1月31日
- ・告知方法 広報ふじみ 市役所ホームページ
- ・意見提出方法 持参、郵送、ファックス、電子メール

募集意見（16件）

番号	意見概要	対応方針	市の考え方
1	第2次富士見市生涯学習推進基本計画（案）を拝見し、その基本理念・目標はうなずけるところですが、大きな疑問があります。それは、計画案の中に、図書館の位置づけがないことです。生涯にわたって自由な、暮らしと時代にねざす学習ができるまちを目標に掲げ、第5次基本構想でも「生涯にわたる学習により、心豊かに輝く人のまち」が基本目標の1つになっています。しかし生涯にわたって学びたくとも、各自の学びの意欲だけでは学習はできません。深く継続的に、また新たな知識を得るための学習には知識が必要ですが、その知識を得るために図書館は必要不可欠な存在と考えます。文化芸術、歴史、また今日的	原文の内容で対応します。	ご意見を尊重し、計画を推進する中の具体的な取組みに反映させてまいります。

	<p>な環境問題、少子高齢化など多くの課題に向き合い学習するためには、的確な情報を得なければなりません。また郷土の特徴や資源を生かした学習機会の充実を言うならば、公園施設だけではなく、これまでに図書館が蓄積した地域資料も大きな意味があります。市民学芸員の知識は、生活体験だけから得られるものではありません。インターネットで、多くの情報が入手できる時代とはいえ、全ての情報が網羅されているわけではなく、ネット上の情報は2次資料、3次資料に過ぎません。また幼時からの読書体験により、学び続ける市民も育つと考えます。市民の主体的な学習活動を支援することが行政の責務であるならば、富士見市の知の拠点である図書館は、計画案の中では欠かせない項目です。</p> <p>学習施設・機会の充実も大切ですが、学習の根源たる市民の「知る権利」を守ってほしい。ベストセラーの貸借だけが、図書館の存在意義ではありません。</p> <p>それとも指定管理者制度下の市立図書館は、生涯学習推進基本計画に連携することのできない組織なのではないでしょうか。現在の市立図書館は、市民が熱望して建設された施設です。市立図書館が計画実現の一翼を担う明確な役割があることを認識され、計画案に反映されることを望みます。</p>		
2	<p>●電子自治体基本計画</p> <p>20世紀末から21世紀にかけての情報通信技術革命は、情報・知識の流通において、文字や印刷術の発明・普及に匹敵する歴史的・構造的な変化をもたらしつつある。今後10年を展望する第2次生涯学習推進基本計画は、電子自治体基本計画としての側面をもつ必要があろう。</p> <p>☆デジタル識字率の向上</p>	原文の内容で対応します。	ご意見を尊重し、他の自治体の取り組みなどを調査・研究してまいります。

読み書きの能力（リテラシー）に欠けると、学習・生活上、不利である。21世紀以降は、情報通信機器を利用したそれも含まれる。学校教育において子どもに対する情報教育が進められているが、情報通信機器を利用した読み書きのできない成人も少なくない。成人に対する学習機会・情報教育を市民・企業等とともに拡充し、デジタル識字率の向上を図る必要がある。

☆Webでの学習機会の提供

富士見市公式サイトのある方（2010年7月、市秘書室秘書広報課へ提言）、電子自治体基本構想（2010年10月、市総合政策部政策財務課へ提言）でも述べたとおり、情報・知識・学習機会の提供サービスについては、その開催告知や申し込み手続きだけでなく、教材等もサイトで提供し、その場でサービス自体を受けられるようにする必要がある（eラーニング）。また、講師等と学習者との質疑応答、学習者間の情報交換・交流もできることが望ましい。

従来の学習機会は、特定の日時に特定の場所で提供されるため、利用が困難な人も少なくない。Webでの学習機会の提供により、早朝や深夜に自宅等のパソコンで学んだり、通勤途中にケータイで学んだりすることも可能となる。まさに、いつでも、どこでも、誰でも、何でも、生涯学習である。

（参考事例）毛呂山町の基礎学習支援

毛呂山町（埼玉県入間郡）は、小・中学生の学習に資する動画（アニメーション）を、情報推進室の職員が Microsoft PowerPoint で独自に制作し、Webで提供している。

基礎教育支援動画に関する毛呂山町の取組みについて
www.town.moroyama.saitama.jp/www/contents/1287656309148/
もろやま 親子で学ぶ基礎学習 www.morotown.jp/

	<p>平成 22 年（2010 年）4 月 1 日開設。 （参考事例）大学の講義の公開 マサチューセッツ工科大学（MIT・アメリカ合衆国マサチューセッツ州ケンブリッジ市）は、その講義の関連資料（動画を含む）を 2002 年 9 月から Web で無償公開（オープンコースウェア）。平成 17 年（2005 年）5 月から日本でも一部の大学が同様の取り組みを始めている。MIT に比して日本の大学は貧弱であるが、登録手続きなしに無料で受講できる（単位認定等を行わない）。</p> <p>日本オープンコースウェア・コンソーシアム www.jocw.jp/index_j.htm</p> <p>（参考事例）インターネット市民塾 富山県では、県、企業、大学の協働により、平成 11 年（1999 年）7 月、「インターネット市民塾」を開設。市民が講座を企画し、Web で開講する「学びのフリーマーケット」である。受講は、有料のものと無料のものがある。市民講師も、人に教えることを通して、自らの学びを深めることができる。全国に同様の取り組みが波及している。</p> <p>富山インターネット市民塾 toyama.shiminjuku.com/ 地域学習プラットフォーム研究会 shiminjuku.org/ インターネット市民塾の研究、普及等を行う特定非営利活動法人（NPO 法人）。</p>		
3	<p>●用語「市民参加」「市民参画」 自治基本条例は「市民参加」という語を用いており、第 5 次基本構想等も、これになっている。生涯学習推進基本計画では、「市民参画」という語を用いているが、整合性を図り、「市民参加」と改めた方がよい。少なくとも、5 頁の自治基本条例に関する記述は「市民参加」とする必要がある。</p>	<p>ご指摘のとおり、用語を訂正します。</p>	<p>計画案には、同意の用語として、「市民参画」と「市民参加」を併用していましたが、自治基本条例の用法に合わせて、計画中の用語を「市民参加」に統一し、訂正します。</p>

<p>4</p>	<p>●数値目標の設定と実施状況・評価の公表 計画案は、数値目標が欠如している。抽象論を展開するだけでなく、数値目標を設定する必要がある。 また、施策の体系に沿って、具体的な事業の実施状況・評価、数値目標の達成状況等を毎年公表する。第1次計画は、その実施状況・評価が公表されておらず、市の説明責任（自治基本条例第19条）が果たされていない。次世代育成支援行動計画については、次世代育成支援対策推進法第8条第6項に基づき、毎年、実施状況が公表されている。国法の強制がなければ公表できないようでは、地方分権・地域主権時代の自治体としてふがいない。 短期的な評価だけでなく、長期的な評価も必要である。例えば、20年前、30年前の教育の評価である。子どもを虐待する親やモンスターペアレントを育てた教育をどう評価するか。将来、現在の教育を評価するための資料も作成・保存しておく必要がある。</p>	<p>原文の内容で対応します。</p>	<p>計画案には、具体的取り組みなどを示していませんが、今後、各課における事業を計画の中に位置づけ、適切な数値目標の設定に努めながら、進行管理に取り組んでまいります。</p>
<p>5</p>	<p>●ビジネス・労働学習・職業能力開発の促進 地域経済の活性化や厳しい労働環境への対応のため、国・県・民間団体等とともに、コミュニティビジネス、起業、ビジネス実務、就職・転職、労働法・労働問題等に関する学習機会の提供、職業能力開発の促進を図る。</p>	<p>原文の内容で対応します。</p>	<p>ご意見を尊重し、他の自治体の取り組みなどを調査・研究してまいります。</p>
<p>6</p>	<p>●まちづくり学習の拠点としての公民館等 市民参加・協働のまちづくりを推進するため、公民館、市民交流センター、コミュニティセンターは、各地域におけるまちづくり学習の拠点としての役割を果たす必要がある。 富士見市等に関する地域・行政資料や、まちづくり・行政諸分野を中心とする図書等を収集・提供する地域図書館としての機能も整備する。</p>	<p>原文の内容で対応します。</p>	<p>ご意見を尊重し、計画を推進する中の具体的な取り組みに反映させてまいります。</p>

	<p>(参考) 寺中作雄『公民館の建設』</p> <p>公民館は、戦後まもなく、文部省社会教育局公民教育課長、社会教育課長を務めた寺中作雄によって構想された。その構想では、多方面の機能を持った文化施設であり、社会教育機関、社交娯楽機関、自治振興機関、産業振興機関、青年養成機関等、必要に応じ、色々な機能を持たせることができるものであった。寺中は、その著書『公民館の建設 新しい町村の文化施設』(昭和21年(1946年)9月)の「五、公民館では何をするか」「図書部」の中で、次のように述べている。</p> <p>新しく成立した町村の予算なども分り易く図示して公開し、税率や其の町村として実施している事業などを町村民に詳しく説明し、町村の人々が常にそれらの率や額を諳んじている位になれば町村政治に対する理解が行届き町村自治は自ら円満な発達をするに違いない。</p> <p>そして、「公民館設立の最初の仕事は此方面から手をつけるべきであろう。」としている。</p> <p>また、「集会部」の中で、町村民が町村政治の現状についての説明を聞き、これに対する希望や要求を出す「町村政懇談会」を奨励している。</p>		
7	<p>●図書館のハイブリッド化と利用支援の推進</p> <p>☆アナログ資料とデジタル資料によるハイブリッド化</p> <p>図書館は、紙媒体・アナログ資料だけでなく、電子書籍等の電子媒体・デジタル資料も提供する。特に、富士見市に関する地域・行政資料については、専門図書館として責任を持って収集・保存・提供する必要がある。富士見市に関するWebサイトについても、民間のものを含め、定期的な収集・保存を進める。</p> <p>(参考事例) 国立国会図書館によるWebの保存</p>	原文の内容で対応します。	ご意見を尊重し、他の自治体の取り組みなどを調査・研究してまいります。

	<p>国立国会図書館は、平成 14 年度（2002 年度）から国の機関、地方自治体等の Web サイトを収集・保存し、一部は Web でも提供している。</p> <p>インターネット資料の収集（国立国会図書館） www.ndl.go.jp/jp/aboutus/internet_data.html</p> <p>☆図書館利用支援・利用教育の推進</p> <p>1990 年代末までに、社団法人日本図書館協会図書館利用教育委員会が、「図書館利用教育ガイドライン」をまとめた（公共図書館版は「図書館利用支援ガイドライン」）。以来十余年、大学図書館を中心に図書館利用教育が進みつつあるが、公共図書館では富士見市を含め十分でない。</p> <p>紙媒体、電子媒体等を活用した市民の主体的な学習・調査研究を促進するため、体系的かつ継続的に図書館利用支援・利用教育を進める。その際、市民、議員、職員等によるまちづくりに必要な調査研究にも資するよう留意する。具体的には、図書館情報活用講座の実施、パスファインダーの作成・配布等であり、いずれも Web でも提供する。</p>		
8	<p>●市民参加の電子化・ハイブリッド化</p> <p>電子自治体基本構想（2010 年 10 月、市総合政策部政策財務課へ提言）でも述べたとおり、電子審議会、電子公聴会等、市民参加の電子化、アナログとデジタルとのハイブリッド化についても、実験的な取り組みを積極的に展開していく。</p>	原文の内容で対応します。	ご意見を尊重し、他の自治体の取り組みなどを調査・研究してまいります。
9	<p>学びやすい環境づくりに力を入れてほしいと思います。</p> <p>学校行事が多く予定されている教育週間に教育関係の催しが重なったり、講演や講座などにおいて保育体制が整っていなかったり、循環バスの運行が少ないなど、数多くの方が学んでいただける配慮に欠けていることが多いと思います。各課や人材バ</p>	原文の内容で対応します。	ご意見を尊重し、計画を推進する中の具体的な取り組みに反映させてまいります。

	<p>ンクなどのボランティアなどの連携や協力体制ができていないようにも思います。</p>		
10	<p>「施設職員の専門性の向上」とありますが、生涯学習や社会教育だけでなく、福祉その他市に関わることを全般にわたって理解していることが大切だと思います。各課の動きや市民ボランティアの把握などをして、それらを上手にコーディネートしてほしいと思います。</p>	<p>原文の内容で対応します。</p>	<p>ご意見を尊重し、計画を推進する中の具体的な取組みに反映させてまいります。</p>
11	<p>県などでは「〇〇養成講座」などの修了者について市町村にその名簿を提供しているそうですが、その情報をきちんと活用してください。他市町では修了者で情報交換したり、一緒に活動したりしているそうです。</p>	<p>原文の内容で対応します。</p>	<p>ご意見を尊重し、計画を推進する中の具体的な取組みに反映させてまいります。</p>
12	<p>各種委員会、実行委員会については毎回きちんと募集などをしてほしいと思います。募集によってその取組みが市民に知られる機会になるし、新しいメンバーが入ることによってマンネリしなくなると思います。</p>	<p>原文の内容で対応します。</p>	<p>ご意見を尊重し、計画を推進する中の具体的な取組みに反映させてまいります。</p>
13	<p>教育委員会発行の「きんもくせい」などは教職員だけで編集するのではなく、学校応援団、地域子ども教室、PTAなどの代表も一緒に編集に関わるようにしたら、もっと内容の充実したものになると思います。</p>	<p>原文の内容で対応します。</p>	<p>ご意見を尊重し、関係部署において検討してまいります。</p>
14	<p>当市のパブリックコメント（市民意見提出手続）は市自治基本条例に基づく市民参加手続規則に則って行なわれると理解するが、当案件（第2次富士見市生涯学習推進基本計画(案)）ではその条例・規則を大きく逸脱しているので、改めて条例・規則を踏まえた市民意見提出手続をし直すよう主張する。</p> <p>1. 「広報ふじみ」1月号の当案件告知文は、「趣旨」の掲載はあるものの、従来他の案件告知文には明記されていた「概要」は、60ページにも及ぼんとする基本計画(案)を、「基本理念」「基本目標」の僅か8行・170余文字を羅列するのみで、「告</p>	<p>ご意見として承ります。</p>	<p>今後、制度の進め方等につきましては、関係部署と協議し、より改善を図ってまいります。</p>

	<p>知」「周知」の要件を満たしていない。</p> <p>2. 趣旨で触れられている「提言書」なる文書は、会議録ではどこにも見当たらない。当案件冊子3ページに「提言書における計画策定にあたっての基本視点(要旨)」が引用されているのみと理解する。</p> <p>これでは、市民参加手続規則第9条で「公表する」と定めた「(3)策定案等を理解するために必要な関連資料」の趣旨に背反し、「生涯学習推進市民懇談会」の検討経過・内容を知る術にも欠けている。</p> <p>3. 告知文にある「計画案の閲覧および用紙の配布」場所には、閲覧用計画(案)の配置が無かったり、窓口で求めないと閲覧出来ない等様々である。また、各配置部署には所管部署から「請求(口頭)に対する計画(案)の配布(原則1人1部)」との協力依頼が為されているのに、「(冊子が欲しい場合は)本庁に行って、貰って(入手して)下さい」などに対応する。</p> <p>これでは「自治基本条例」第7条の「市民の責務」である「主体的にまちづくりに参加するよう努め」ようにもその途が阻害されているに等しい。</p> <p>4. 閲覧・配布場所の中には、閲覧用を配置しているものの、「開館時間」中にもかかわらず施設(会議室)の利用申込が無い時間帯であることを理由に、施設管理者が勝手に一定時間施錠し、指摘に対しても平然としていた。</p> <p>市民は閲覧権を不当に制限されている。</p>		
15	<p>全面的な見直しを提案します。</p> <p>1. 今回案は抽象的な用語とかその使い方、あるいはカタカナ語が充満して、理解するのに極めて難渋します。今もってよく理解できません。美辞麗句で飾られていて、市民目線の気持は感じません。</p>	<p>原文の内容で対応しますが、用語解説等の補足説明を加えます。</p>	<p>今後、制度の進め方等につきましては、関係部署と協議し、より改善を図ってまいります。</p>

また、市においても用語に統一性がないことが極めて多いと感じます。例えば、「生涯学習推進計画」と「生涯学習施設」では「生涯学習」の使い分けが見られ、場当たりと受け止めざるを得ません。共通点・異なる点をどのようにお考えなのか明らかではありません。

2. 「計画案の閲覧および用紙の配布」場所にその資料配置が無かったり、わざわざお願いしないと手に取ることも出来ない等が所管課や図書館で起きていたと知りました。

第1次計画の「推進する体制の整備」課題を元に行政内に推進組織として整備されたはずの「協働組織課」「生涯学習課」両課とも、今回の市民意見提出手続を自らの重要な業務と認識出来ていないことの現れでしょう。執行・推進体制から抜本的に見直す必要があります。

3. 図書館をして、今回の市民意見提出手続の意義、生涯学習推進の重要性ばかりか閉架・開架の役割の違いも認識出来ない仕事の仕方に追い込んでいるのは指定管理者制度以外に考えられません。

指定管理者契約は即刻解約し、現在の従事者は市が直接雇用し、専門的再教育を行い、機能発揮に足る予算措置計上されるようにしてください。

4. 市ホームページで、図書館西分館は、再開2年近いですが未だ「休館中」とあり、不当な扱いを受けています。

図書館は「生涯学習施設」ではないのですか、ホームページで探すのに苦労します。それとも遥か上位に位置する施設でしょうか。

施設の「開館時間」とは何を表しているのでしょうか？その時間中に閉鎖されていたり、毎日開館時間が示されたりしています。毎日示される事は、市民に、毎日確認せよ、施設規則や

	<p>掲示の「利用時間」を鵜呑みにしても責任を持ってない、としか理解できません。</p>		
<p>16</p>	<p>市は以下の責務放棄の惨状にあり、生涯学習推進は委ねられない。 よって、当案件は市の業務体制を根本から組み直した上で募集し直すよう主張する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>広報ふじみ及び市ホームページの「ご意見を募集します」頁に、共に明記された「協働推進」「生涯学習」両課は、案件の共同所管部署と理解する。 又「計画案の閲覧および用紙の配布」場所に記された「中央図書館」ならびに「図書館鶴瀬西分館」は、当案件の主題である市民の生涯学習推進上で欠くべからざる施設であると理解する。 しかし、その現状は目を覆いたくなる惨状を呈している。</p> <p>協働推進課 配置書類が見当たらないので、職員にその所在を問うたら、広報誌・市ホームページでは閲覧・配置場所として明記されている所管部署なのに、「市政情報コーナーに置いている」と他人事のように言い放った。後日、「課内に在る事が判明」旨釈明はあったが。</p> <p>生涯学習課 同じく所管部署にもかかわらず、部屋前のラックの中を探したが見当たらない。カウンター脇のブックスタンドの中に、計画(案)と用紙が置いてあった。 パブコメ募集中とは判らないと指摘。後日、再度覗いたら「募</p>	<p>ご意見として承ります。</p>	<p>今後、制度の進め方等につきましては、関係部署と協議し、より改善を図ってまいります。</p>

集中」との札が置かれていた。

中央図書館

配置書類は見当らない。行政資料等のラックはあるものの「ご自由にお取りください」とあるので、閲覧用だけの場合は配置していないのでは、と思われた。

後日改めて窓口で尋ねた。窓口従業員は当案件の書類を探すのに右往左往し、募集の終わった案件書類を持って来る等、10分程度かかった。

「市民意見提出手続」そのものが従業員に徹底していないと感じた。

図書館鶴瀬西分館

当案件を含め、パブコメ関連は何等見当たらなかった。窓口で問うたところ、「一冊しか無いので申し出が有れば閲覧に供する」旨の説明で、市民目線よりも指定管理者制度が背景のコスト至上主義が感じられた。

一般図書は開架し、パブコメ（市民意見提出）は平気で閉架する「図書館」に驚いた。